

公 募 要 領

1. 事業概要

(1) 事業名

国立大学法人電気通信大学調布キャンパス保育施設運営事業

(2) 事業場所

東京都調布市調布ヶ丘1-5-1 電気通信大学調布キャンパス構内

(3) 事業の目的

本学の保育施設の運営について、事業者に対して既存の保育施設を有償で貸与し、認可外保育施設の運営を行うことにより、本学職員及び学生に対する更なる子育て環境の整備や保育施設の利便性を図り、本学の福利厚生の実現につなげることを目的としています。

2. 公募の条件等

(1) 開設日 令和6年4月1日

(2) 開園日 月～金曜日（除く、土・日曜日、祝日、年末年始、夏季一斉休業日）

(3) 開園時間 8：00～18：00

(4) 延長時間 18：00～19：00

(5) 定員 本学職員及び学生の0（生後8週間超）～2歳児の定員を5名以上必ず確保する。これ以外の定員については、事業提案に委ねることとします。

※年齢は、原則として当該年度の4月1日における年齢を適用する。

年度の途中に入所した場合にあっても同様とし、遡及すると出生前となる場合にあっては入園時現在の年齢とします。

(6) 保育料 本学職員及び学生に関する保育料は本学が徴収します。

(7) 延長料金 運営事業者との契約に基づく実費とします。

(8) 昼食 保護者から弁当預かり。

(9) 保証金 運営事業者から提案のあった本学職員及び学生に関する定員5名分にかかる必要経費の最低金額を負担します。

(10) 施設 保育施設「UEC 保育園どんぐり」（床面積103㎡：別紙図面参照）を使用します。

(11) 施設使用料 賃料は、学内施設の外部貸出実績や同規模の民間賃貸物件相場等を勘案し、1,600円/㎡/月以上を基準とします。

(12) その他費用 光熱水費、通信費、消耗品費、下草の刈り取り、内装等の改修に係る費用などの運営に係る経費は事業者負担とします。

3. 駐車場・駐輪場

(1) 駐車場

保育施設付近に送迎用バス（ハイエース等のワゴン車サイズ）用1台、保育施設利用者の送迎用2台分を無償で提供することができます。

(2) 駐輪場

保育施設入口部分に10台分程度を無償で提供することができます。

4. 留意事項

保育施設「UEC 保育園どんぐり」は本学のキャンパスマスタープランに基づき、数年内に取り壊される予定ですが、新しい建物が建つまでの間は代替え施設を用意する予定です。

なお、「UEC 保育園どんぐり」の取り壊しに関する代替施設の準備や引っ越し等については、具体化した時点で事業者と別途、相談しながら進めることとします。

また、代替え施設、新しい施設の使用料については、今後、協議の上、決定することを想定しています。

5. 応募資格

応募届出書の提出日現在において、東京都及び近隣他県（神奈川県、埼玉県及び千葉県）において、認可保育所、認可外保育所や企業主導型保育所など内閣府・地方公共団体等が認める保育所の運営実績があり、次の要件を全て満たしている者としてします。

(1) 財務状況

運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であり、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。
- ② 直近2年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過になっている。

(2) 上記に掲げるもののほか、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- ① 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築けること。
- ② 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のあること・
- ③ 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- ④ 児童福祉法第35条第5項第4号の基準に該当しないこと。
- ⑤ 内閣府・地方公共団体等の保育行政について積極的に協力できること。
- ⑥ 本要領に定める全ての事項を厳守できること。

(3) 次の①から⑧のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ② 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- ⑦ 上記②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けている者。

6. 事業提案書等の提出

(1) 提出方法

- ① 事業提案書等の受付期間
令和5年5月19日（金）17:00まで
- ② 提出先
〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1
国立大学法人電気通信大学 人事労務課労務安全室職員係
- ③ 提出方法
①の期間内に次の要領で提出してください。
 - 1) 郵送による場合
指定の期日必着で提出をお願いします。
なお、郵便事情による未着、遅延の責は負いませんので、ご注意ください。
 - 2) 持参による提出
9:00 から 17:00（12:00～13:00 を除く）の間をお願いします。
- ④ 必要部数
8部（正本1部、副本7部）
- ⑤ 事業提案書等の取り扱い
提出された事業提案書等は、返却しません。また、今回の目的以外に利用することはありません。

(2) 提出書類

- ① 国立大学法人電気通信大学調布キャンパス保育所運営事業審査申請書（指定様式）
- ② 事業提案書（様式は任意）
 - 1) 運営の姿勢、運営方針
 - 2) 開設日
 - 3) 開園日
 - 4) 開園時間
 - 5) 延長時間
 - 6) 定員（本学職員等の乳幼児の定員、それ以外の定員）
 - 7) 保育料（本学職員等の乳幼児以外を受け入れる場合）
 - 8) 延長料金
 - 9) 昼食
 - 10) 保証金
本学職員等の乳幼児の定員5名分にかかる必要最低金額を積算根拠と併せて記載してください。
- ③ 会社の概要（パンフレット等、設立年・本社・資本金・売上高・店舗数などが分かる資料）
- ④ 会社の登記簿謄本（写し）
- ⑤ 過去3年分の法人税・消費税の納税証明者（写し可）
- ⑥ 過去3年分の貸借対照表・損益計算書
- ⑦ その他、参考となる資料

7. 質問の受付等

質問等は原則として書面（様式は任意）により下記の問い合わせ先まで e-mail または F A X で送付してください。

また、現場の見学を希望する場合も同様の方法により送付してください。見学の日時等は連絡に基づき調整します。

8. 事業者の選考方法等

本学が設置する選考委員会において選考を行います。

(1) 選考方法

① 第1次選考（書面審査）

提出された事業提案書等に基づき、書面審査を行います。

② 第2次選考（プレゼンテーション）

1次選考の通過者に対し、プレゼンテーションによる審査を実施します。

1) 開催日程及び場所

日程及び場所等については、第1次選考の通過者に対して通知します。

2) 実施方法

ア. プレゼンテーション 20分程度

イ. 質疑応答 15分程度

3) 実施内容

ア. 提出された事業提案書等により行うことを原則としますが、プレゼンテーション用に資料をまとめて実施しても結構です。

イ. 当日、プレゼンテーション用にパソコンとプロジェクターを用意しますので、これを使用される場合には、USBメモリー等でデータをご持参ください。

ウ. 当日、配付する資料がありましたら、8部ご持参ください。

(2) 選考結果の通知

第1次、第2次審査がそれぞれ終了後、速やかに参加応募者に選考結果を通知するものとし、電話などでの問い合わせには応じません。

9. その他

(1) 本公募への応募に関する一切の費用（資料等の作成及び交通費等の経費）は、参加応募者の負担とし、本学からは一切の経費負担は行いません。

(2) 選考結果に対する異議を申し立てることはできません。

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

10. 問い合わせ先

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1

国立大学法人電気通信大学 人事労務課労務安全室職員係

電 話 042-443-5023

F A X 042-443-5025

e-mail shokuin4@office.uec.ac.jp